

## 感染症発症時の登園基準について

感染症発症時、証明書等を提出無しで登園していただけますが、下記の出席停止期間を必ずお

守り下さい。なお、医師が完治したと診断した場合は、この限りではありません。

加療・静養をして、完治してから登園して下さい。

- ・「第一種・第二種」の感染症患者在家族の中にいる者。  
または、これらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置、及びその他の事情により、医師・学校医が感染のおそれがないと認めるまで出席停止とする。

第一種	重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルスによるものに限る)	治癒するまで
	鳥インフルエンザ (H5N1)	
	その他、新感染症 (新型インフルエンザ等)	
第二種	インフルエンザ	発病した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹 (三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘 (水疱瘡)	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師の指示による
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 (O157)	医師の指示による
	流行性角結膜炎 (はやり目)	
	急性出血性結膜炎 (アポロ病)	
	手足口病	
	ヘルパンギーナ	
	マイコプラズマ感染症	
	流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルス、ロタウイルス、感染性胃腸炎)	
	ウイルス性肝炎	
	伝染性紅斑 (りんご病)	
	溶連菌感染症	
	その他の感染症	